

青少年を非行からまもる

全国強化月間



7/1

昭和57年
(1982年)

第598号

発行 宇治市
編集 文書広報課
宇治市平治路33番地
電話 23141代
●毎月1日・11日・21日発行



「私は訴える―高校生活とクラブ」のテーマで発言する松山磨君
(東宇治高校一年)

6月20日木幡中学校で

「僕の言いぶん 私の言いぶん」



「大人の人に言いたいこと」の
テーマで訴える田嶋亜希さん(木幡小学校六年)

子どもの主張から

大人が学ぶ



7月1日から「青少年を非行からまもる月間」と「社会を明るくする運動」が行われます。6月20日、木幡中学校で、地域の青少年を心豊かに育てる活動をしている木幡六地蔵青少年健全育成協議会主催による「82子どもの主張『僕の言いぶん私の言いぶん』」が開かれ、西之園裕二君(宇治小6年)をはじめ20人が、自分の意見を発表しました。(写真は自由に意見発表する子どもたち)

今日青少年をとりまわ環境は悪化の途をたどっています。新聞では連日のうちに青少年の問題を報じており、宇治市でも、青年の非行が頻発しているのが現状です。市では、昭和五十一年から青少年問題を重点施策に置き、地域ぐるみの生活指導に取り組んでいます。五十一年には青年対策室を設け、宇治「こころ」の電話で青少年センターを青少年の健全育成に取り組みしています。去る6月1日、木幡中学校で82子どもの主張「僕の言いぶん、私の言いぶん」と題し意見発表会が実施されました。主催は木幡六地蔵青少年健全育成協議会。この取り

第三十回「社会を明るくする運動」が七月一日から行われています。この運動は、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くこととする全国的運動です。本年度の重点目標は、地域活動の推進による少年の非行防止と更生の援助に努めています。

の傾向にあり、警署すべき状況にあります。宇治市社会を明るくする運動実施委員会は、この少年非行が低年齢化、一

社会を 明るくする運動

集合・講習会を開くことにしています。また、運動期間中に、地域で座談会や相談会等を計画してお

宇治市社会を明るくする運動実施委員会

組は今年で三回目を迎える。ユニークな活動でも注目されています。青年の健全育成活動という場合、ともすれば押しつけのローガン活動や大人たちが勝手に活動して子どもたちが苦悶となつて子どもを虐待するなどの

もつと
遊び場を

当は小学生十二人、中学生八人、高校生二人が意見を発表。勉強も大切。しかしその前健康です。健康を下り出すためには、日光の下

非行から守る
地域づくり

価値観の多様化、人間関係の複雑化など現代の激しい今日、青少年一人ひとりの心の健康と豊かな人間性を育てるため、宇治「こころ」の電話が開設されています。相談内容については秘密を厳守しますから、一人で悩まず安心してダイヤルしてください。0800番まで。

一人でも悩まずに
主な相談内容は次のとおりです。
▼友だちの関わり、男女交際、性などのこと。
▼心身の悩み、こと。
▼親子関係、しつけ、育見、性格や行動など。
▼進路、学校のこと、登校拒否など。

本幡六地蔵青少年健全育成協議会は五十三年十月、木幡中学校にある三十三団体が集まりまとめたもので、宇治市では最初のものでした。青少年の問題は突然起こつたものでありません。また、予防策もありません。うである予防をしようとしてはいけません。非の起らないような地域にするために、地域の一人ひとりが取り組むことが必要です。こうした考えから生れたのが、子どもの主張、僕の言いぶん、私の言いぶん」です。

市内には、本幡六地蔵以外の地域でも青少年健全育成協議会が組織され、地域の状況にあった活動がすすめられています。これらの活動を地道に積み重ねいくことが、青少年を非行から守るための地域づくりにつながっていると言えます。



宇治こころの電話

0774-24-0800

京都南部で7月1日から施行



業者の登録制や
事前審査制度など入れる

清潔で、快適な住環境は私たちのみんなの願いです。市ではその環境づくりの環として、下水道事業費を取り組むをすすめています。

ところで、昭和五十年から市では新築改革案を機に、下水道法を設けられる家庭が増え、市では適な浄水化槽の設置をすすめるた

め昭和五十年に京都府、城南市、八御山として指定額を決定し、御出にきました。そして、五十年に、原水化槽の構造基準が改正されたのを機に、府および京都府の十七市町二部事務協会の京都府部で原水化槽対策協会のを結成し、続された「原水化の取扱い基準を検討し

また、このほど、京都市部の訓山城地域で統一した取扱い基準を決定。七月一日から施行される。とりわけ、阪急の敷地の敷地改良の中心になり、また、そのあたりをお知らせします。

◇

▽尿浄化槽の適正な施行と維持管理をするため、施行者と維持管理業者を登録制としました。

▽地域住民の利便と、尿浄化槽設置に伴う政治の可否等について市町村の第一審査をうける。その後、尿浄化槽の容量、位置、構造など技術基準について府土木工務局および市建設局が第二審査を行う。

▽尿浄化槽の設置について事前審査を確立しました。

▽プラスチック製浄化槽の機械強化プラスチック等のプラスチック材料で作られた尿浄化槽について、昭和五十八年一月一日のプラスチック製浄化槽成品に係る許可を受けたEIS認定場で製造されたものに限って設置を認可する。

▽併合化槽の設計について排水路に応じた排水量、排水路の基準を定めた。

▽算定人口一百人以上の放流本質基準については、建築基準法施行令第三十二条にさらに乗せました。

尿浄化槽は、尿を衛生的に処理する施設です。悪臭、悪質、水質汚濁、環境汚染が発生することのないよう十分注意が必要です。正しく設置し、正しく維持管理をしましょう。

尿浄化槽の設置について、くれぐれ注意は、関係指導課までお問い合わせください。

(関係指導課)

医療費を助成します

市では、お年寄りや心身障害者の人などを対象に医療費の助成を行っています。

老人・福祉医療制度

次に該当する人で、また申請されていない場合は、健康保険証と印鑑を添えて福祉事

空地の雑草
すすんで草刈りを

場所となるが、ごみの投棄を招いたりするなど周囲の生活環境にさまざまな影響を及ぼします。

そこで市では、隣近所から苦情のあったあまの地所を指導するにあたり、年度ごとの指導件数は一千四十件あります。

今年も、「事前通知」を送付し、あまの地の適正な管理をお願いするとともに、今後お近くのあまの地の雑草で市に委託することでもあります。くわいひことは環境保全課までお問い合わせください。

（環境保全課）

写真展

—生産・宇治茶—

日、7月9日、午前9時〜午後5時▽とろろ字治市観光センター
なお、6月27

(その89)

備する。一方で、経済法制に
關するものでは、農地から
は、いふまでもない。葎粉経
済を支えるのは、農民から
徴収される貢貢米であるが
その貢貢米基礎となす土地
の石高は、檢地によって決
定される。檢地とは、檢地
役人が言々とを訪れ、村單
位で、地、筆ごと、測量
し、所在(小字名、地目
(土地の種類)、面積、等
級(上・中・下)など、分
米(生産量)、作人(名)を
定めたもので、これを記
した帳面を檢地帳である。

古くは、戦国大名の今川
や織田信長が部分的に「行
ったことば」があるが、全国的

延宝の検地

延宝の検地

新田開墾があつたので、検地の必要性が生じたこと、経済体制を確立すること、年貢の増徴が最上の上で、なごがあらならつたこと、などがあるからである。

幕府は、延宝五年（一六七五）三月、五畿内・近江などの天領の一斉検地に指示を出した。予備調査として勘定奉行を派遣した。山城国は、延宝初めに、さる「慶安」の二期（一六六一―一六八二）に行つてゐた。

寛永・延宝期に検地を実施した理由には、
① 自檢地でない
② 佃倉が生じたこと
③ 初期に多くの増徴政策をとらねばならない、農民にとつては有難いものではなかつた。豊長

の検地では六尺三寸一間であつたのが、この検地では一丈二間改められたため、同じ土地にもかかわらず、面積比七〇それとも生産高も多くなると算定された（金先出目）。さらに、土地等級の変更によつても生産高が多くなる（代位目）。

たとえば延宝五年に作製されたものは、元禄の目や等級によつて異なり、

延宝の検地

た出目に生ずる生産増加の算定は、そのまま實高の増加にかかるところはいふまでもない。

話は変わりますが代位について述べよう。代位とは、生産高の算定基準となるのに、土地面積に比率を掛けただけで生産高となる。地目や等級によつて異なる、特色をもっている。これは、宇治地方が幕府にとっては眞・量となく、茶の産地として位置づけられていたと考えなければならぬ。

話は横道にそれながら、宝暦の検地によつて、算定される生産高が増加したので、農家の反対の声が大きかった。そのためであつたかはわからない。

小倉や川も、宇治郷ほどではないが高くなって、他地方

國の土人が多いのでは、この代金が極端に高い。關が石五十斗、今橋國が石、中國が一石半である。



延宝の検地帳

短市
信政

保健衛生課に設置されていた臨時電話は、市役所内線電話が開通したため七月一日から廃止します。保健衛生課に電話される時は、宇治市役所（☎33141）へ。

- 老人の場合
- 七十歳以上
- 六十五歳から六十九歳まで
- 所得税非課税世帯、
きり、ひとり暮らし、老人世帯、
身障等級四級以上の者の場合
- 心身障害児(者)の場合
- 身障等級一・二級の人
- 精薄重度の人
- 身障等級三級で精薄中度の人

宇治川写生大会
優秀作品展

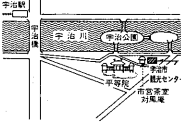
7月17日から

市営茶室 対鳳庵
夏期も開設します

本山の宇治茶を味わっていただこうと宇治川堤沿いに設置しています市営茶室「対風庵」が、七月一日から夏期も開席します。

これは、宇治市観光センターの完成を機に開席するもので、本年は五月十四日から十一月三日まで無休で開席することになります。

料金は、抹茶・煎茶とお菓子がついて、服三百五十円です。ぜひ一度お茶会をくりかえす。



宇治市観光センター(☎222224)

1(木)	●法律相談(市民会館13時半~15時半) ●人権相談(市民会館10時~15時)
2(金)	
3(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
4(日)	
5(月)	
6(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時)
7(水)	
8(木)	●法律相談(市民会館13時半~15時半) ●血圧相談(小倉公民館9時半~11時)
9(金)	
10(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
11(日)	
12(月)	●乳児相談(保健医療センター9時半~11時)
13(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時) ●年金相談(社会福祉協議会10時~正午) ●家庭児童相談(小倉公民館10時~15時)
14(水)	●移動消費生活相談(広野集会所10時~15時)
15(木)	●高齢者無料職業相談(社会福祉協議会10時~15時) ●法律相談(市民会館13時半~15時半) ●行政相談(市役所市民相談室10時~16時)
16(金)	●血圧相談(木幡公民館9時半~11時)

相談ごあんない

まちづくりのことや、身近な悩みにお答えします。

市民相談…日曜・祝日を除く毎日、市民相談室で、市政に限らず身近な悩みごとにお答えしています。また、月1回市内各所で移動市民相談を実施。今月は28日です。☎3141市民相談室へ。

行政相談…行政相談員が応じます。国や府・市への要望・苦情。毎月第3木曜日、10時~16時まで市役所市民相談室で実施。今月は15日です。

交通事故巡回相談所

とき 7月7日(水)・21日(水)

午前9時~午後4時

宇治市宇治若森

京都府宇治地方振興局

●交通事故の法律問題

●示談のしかた●賠償額の算定●訴訟、調定のしかた●自賠責保険等の利用、請求のしかた

お問い合わせ 宇治地方振興局 ☎2970

相談

カレンダー

7月分



7月7日 セタ

このほか、市政相談、一般生活相談は市役所市民相談室で、消費生活相談は商工観光課で、教育相談は教育委員会、日曜日の除く毎日受付。家庭児童相談は、金曜日の10時~16時に宇治市福祉館内の家庭児童相談室 ☎8698へ。また、高齢者職業相談は毎週火・水曜日の10時~16時宇治協通庁分庁舎内で職業紹介無料を行っています。

17(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
18(日)	
19(月)	●乳児相談(木幡公民館9時半~11時)
20(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時)
21(水)	●精神薄弱者相談(市民会館13時~16時)
22(木)	●法律相談(市民会館13時半~15時半) ●幼児相談(保健医療センター13時半~14時半) ●血圧相談(広野公民館9時半~11時)
23(金)	
24(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)
25(日)	
26(月)	
27(火)	●心配ごと相談(社会福祉協議会13時~15時) ●青少年相談(市民会館13時~16時) ●家庭児童相談(小倉公民館10時~15時)
28(水)	●消費生活相談(市役所商工観光課10時~15時) ●移動市民相談(西木幡集会所13時半~16時)
29(木)	
30(金)	
31(土)	
8月1(日)	

社会福祉協議会の相談(●印)
1人で悩まず、お気軽にご相談を。(社会福祉協議会=宇治協通市役所分庁舎内 ☎5650)

- 心配ごと相談(民生児童委員) よろず相談全般。
- 法律相談(弁護士) 法律問題全般。
- 結婚相談(専任相談員) 登録、紹介。
- 高齢者無料職業相談(京都府社協・相談所員) 高齢者の求人・求職など。
- 年金相談(社会保険労務士) 年金全般。

もえない日収集日程表

市役所清掃課

TEL ☎3141 番

し尿収集日程表

城南衛生管理組合

八幡市八幡沢

TEL 075-631-5171~3

7/1	17	小倉町(南浦、山際、京銀前から南京信までの市道筋以南の西浦、伊勢田町(遊田、砂田、西大久保府営住宅(33~43棟))
2	19	小倉町(蓮池、堀池、南堀池、京銀前から南京信までの市道筋以北の西浦)、伊勢田町(南遊田)
5	20	横島町(全域)、宇治(近鉄以東の新田島、戸ノ内、藤山、国鉄以北の御廟・天神)
6	21	木幡(平尾、須留、御蔵山、畑山田、御園、陣ノ内、赤塚、花崎、金草原、北島、松尾、北山畑、国鉄以東の正中・東中)
7	22	六地蔵(全域)、木幡(河原、北島、西中、内畑、大瀬戸、西浦、中村、南山畑、南山、南端、国鉄以西の正中・東中)
8	23	五ヶ庄(広岡谷、国鉄以東の芝ノ東)、木五ヶ庄(雲雀島、谷前、西田、古川、北ノ庄、堀ノ東、寺界道、野添、大林、梅林、西浦、新開、平野、折坂、福角、一・二・三番割、国鉄以西の芝ノ東)
9	26	五ヶ庄(大八木島、上村、岡本、日皆田、一里塚、戸ノ内、京大宿舎)、道町(全域を除く全域)、星津川(全域)、宇治(山本、乙方、東内、又振、山田)
10	27	宇治(里尻、小坂、宇文字、巻番、妙家、蓮華、塔川、善法、東山、下居、琵琶、野神、武番、池原、水原、矢落、若森、国鉄以南の天神)
12	28	白川(全域)、小倉町(奥畑)、羽拍子町(全域)、神宇(全域)、琵琶町(小根尾一部)
13	29	開野町(国道筋を除く全域)、西大久保府営住宅(1~20棟)
14	30	広野町(桐生谷、一里山、東裏、寺山、国道筋を除く西裏・茶屋裏)、大久保町(北ノ山、山ノ内、南ノ口、大竹、上ノ山、久保)、西大久保府営住宅(21~32棟)
15	31	安田町(全域)、伊勢田町(名木、浮面、藤田、中ノ田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、南山)
16	8/2	開野町(成田、新成田、国道筋の西裏・茶屋裏、派出所前から近鉄踏切までの府道筋)、大久保町(田原、旦原、平盛、井ノ尻、南ノ口一部)
		宇治(半白)、小倉町(新田島を除く近鉄以東の全域、西山)、羽拍子町(国道筋)、伊勢田町(北山、大谷、若林、井尻、中山、毛語)

1	22	六地蔵・木幡・五ヶ庄・菟道・炭山地域
2	23	内畑、西中、中村(国鉄以西)、大瀬戸(国鉄以西)、堀ノ東、西浦、熊小路、南端(国鉄以西)
5	26	大林、梅林、芝ノ東(国鉄以西)、西浦一部
6	27	寺界道、古川、西田、北ノ庄、野添、谷前、西浦一部、梅林官有地
7	28	西浦一部、新開、平野府営住宅、折坂一部
8	29	福角(国鉄以西)、日皆田、岡本、上村、大八木島
9	30	車田一部、平野、一里塚、戸ノ内(横島飛地)
10	31	車田、丸山、出口(国鉄以西)、森本(国鉄以西)、谷下り(国鉄以西)
12	8/2	福角(国鉄以東)、折坂(国鉄以東)、平野、一番割、二番割、三番割一部
13	8/3	西浦(国鉄以東)、三番割、芝ノ東(府道両側)、南端(国鉄以東)
15		芝ノ東(府道以東)、広岡谷、南山(A)、中村(さつき丘)
16		南山(B)、金草原
17		南山畑、北山畑、大瀬戸(国鉄以東)、中村(国鉄以東)、東中(国鉄以東)、北島一部
19		北島、松尾、須留
20		花崎、赤塚、陣之内(国鉄以東)、御園、御蔵山、畑山田、北御園、正中(国鉄以東)、町並一部
21		北御蔵山(平尾)、中御蔵山、町並、奈良町、畑町、炭山全域
		正中(国鉄以西)、西中一部、東中(国鉄以西)、陣之内(国鉄以西)、河原、徳永、柿ノ木町、一丁目、札ノ辻町、榎屋町

1	22	白川・志津川・菟道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域
12	8/2	森本(国鉄以東)、段ノ上、藪里、東西車上り、東中、西中、河原、門前、只川、中筋、地山、谷下り(国鉄以東)、出口(国鉄以東)
13	8/3	田原、井ノ尻、旦原、平盛、南ノ口
15		北ノ山、山ノ内、上ノ山、大竹、茶屋裏、久保、南ノ口一部、西裏、寺山(国鉄以西)、寺山(雲光園団地)
16		丸山、大開一部、宮谷、尖山一部、丸山、一里山(府道以南、市道以東)、中島、石塚(心華寺通以西)
17		東裏、一里山、桐生谷、開町、石塚(心華寺通以東)、宮北一部
19		小根尾、大開一部、尖山一部、宮東、宮西、宮北
20		野神、大谷、武番(府道以南)、大谷山(権見町)、琵琶、若森(国鉄以南)、矢落(国鉄以南)、苞倉一部(宇治橋通以北、宇治警察西側通以西)
21		下居、善法、巻番、妙家、宇文字、里尻(国鉄以南)、塔川
		蓮華、乙方、東内、又振、山田、紅斎、白川、金井戸、山本、荒横、田中、大垣内、妙見、志津川

ゴミ減量に
ご協力ください

- ▶ゴミの水切りを完全に。
- ▶燃えるゴミの中にガラスや空カンを入れないでください。
- ▶新聞や雑誌類はゴミとして出さずに、町内会などでまとめて古紙回収。

し尿収集の届出を!!

家族や同居人に増減があったり転出転居、浄化槽設置等でし尿収集届出に異動があったときは、市役所清掃課へ届出てください。

(城南衛生管理組合)

1	22	小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域
2	23	南浦(100~110、84~98、30~33)、大京団地、山際一部
3	24	南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)
5	26	山際、半白、園場(大川原線以北)、大幡、北内、門口、幡昌、都、石橋(大川原線以東)
6	27	老ノ木、久保、西山(国道以東)、蓮池
7	28	東山、天王、寺内一部、藤山、吹原、中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東、国道以東)、十六(国道以東)、十八(国道以東)
8	29	寺内、西浦
9	30	南堀池(本通以北)、南堀池(本通以南)
10	31	南堀池(大和、田中)、堀池
12	8/2	南遊田、遊田、砂田、南山、ウトロ、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町全域
13	8/3	中山(近鉄以東)、大谷、西畑、中畑、春日森、一ノ坪、島前、大町、大川原、中川原(大川原線以西)、石橋(大川原線以西)
15		中山(近鉄以西)、毛語、若林
16		羽拍子町
17		蛇塚、武番(府道以北)、池倉、米阪
19		北山A、B、C、D団地、中央台、西山(国道以西)、神楽田(山中含む)
20		戸ノ内、矢落(国鉄以北)、若森(国鉄以北)、里尻(国鉄以北)、小根
21		東目川、西目川、南落合(0~3の通りまで)
		南落合(4の通り以降~13の通りまで)